

## 特 約 条 項

第1条 買主が注文する商品(以下、本件商品)に係る売買契約は、売主が承諾することにより、注文書表面及び本特約条項の条件に従い成立するものとする(以下、本契約)。

第2条 買主は、売主に対して注書表面記載の条件にて前受金(内金)を支払う。

第3条 本件商品の所有権は買主が売買代金を完済した時をもって売主から買主に移転するものとする。

第4条 買主は本件商品の所有権を取得するまでは次の各号を遵守するものとする。

- ①買主は本件商品を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理する。
- ②故意又は過失により本件商品に損害を与えた場合は、買主はその損害を賠償する。
- ③本件商品を売主が同意した販売先及び納入先以外に売却、譲渡、貸与、質権又は抵当権の設定、その他売主に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

第5条 本件商品の引渡しは、買主指定の場所で行うものとする。売主の工場からの運送費、通関費、据付工事費用を含む一切の費用は買主の負担とする。

第6条 買主は、前条の引渡後遅滞なく、検収を行い又は納入先に検収を行わせるものとする。

- 2：買主又は納入先が、売主以外が手配した物品(周辺装置、治具、その他)の納入、準備等の遅れ又はその他売主の責に帰すべきでないことを理由に、検収を行わない場合、売主は、売主が本件商品が支障なく稼働していることを確認した時点又は引渡完了後30日を経過した時点のいずれかの時点で、検収完了とみなすことができる。

第7条 本件商品の元買代金が完済されるまでの間に 買主が次の各号の一つに該当したときは、買主は催告なく直ちに、売主

に対する一切の債務につき期限の利益を喪失し、残債務全額を一時に支払わなければならない。

- ①自ら振出し若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りとなったとき、差押、仮差押、租税滞納処分等を受けたとき
- ②破産、民事再生、会社更生又は特別清算手続の申立、その他信用状態に好ましくない現象を生じたとき。
- ③支払期限が到来したにもかかわらず、本件商品の売買代金を支払わないとき。
- ④前3号に定めるもののほか、本契約 に違反する行為があったとき

- 2：前項各号に該当する事項が生じた場合は、売主は、催告なく直ちに本契約を解除することができる。また、当契約解除の有無にかかわらず、売主は買主に対して損害賠償を請求することができる

第8条 本契約が解除された場合、買主は売主に対し速やかに本件商品を返還しなければならない。買主による返還及び売主による引取りに係る費用は、全て買主の負担とする。

第9条 買主は、第5条に定める引渡しの時より、本件商品に関する危険を負担するものとする。

第10条 天災地変、経済情勢の変化、政府の命令、紛争、その他売主の責に帰することのできない事由により、売主が本契約上の債務の全部又は一部を履行することができず、又は遅延した場合、売主はいかなる責任も負わない。

第11条 本契約の締結又は履行にあたり、関係国の法令上、当局の輸出入許可その他これに類する許可、又は通関手続等(以下許可等と総称)が要求される場合に、許可等が取得できず、又はその取得が遅延したときも、前条に準ずるものとする。

第12条 買主は、本契約締結後に本契約を解除しようとするときは、以下に定めるとおりの金額(以下、取消料)を売主に対して支払わなければならない。なお、既払いの前受金(内金)がある場合は、これを取消金に充当することができる。

- ①契約締結後一週間以内に契約を解除する場合は、売買代金(税抜き)の10%
- ②本契約締結後一週間を経過した後に契約を解除する場合は、以下のそれぞれの契約解除期日に応じた金額  
工場出荷予定日の91日以前の契約解除 売買代金(税抜き)の30%  
工場出荷予定日の91日前から61日前までの間の契約解除 売買代金(税抜き)の50%  
工場出荷を定日の60日前から31日前までの間の契約解除:売買代金(税抜き)の75%  
工場出荷予定日の31日前以降の契約解除 売買代金(税抜き)の100%

- 2：前項の場合、取消料相当額以上に売主に損害が生じたときは、売主は買主にその損害賠償を請求する。本件商品返還については、第8条に準ずるものとする。

第13条 売主は、買主が注文後本件商品の引取りが可能な状態にあるにもかかわらずその引取りを行わない場合は、買主からの一方的な契約解除があったものとみなすことができ、前2項を準用することができる。

第14条 本契約に基づく買主の全ての債務の支払期限到来後の損害金については、百円につき日歩五銭の割合とする。

第15条 買主は、本件商品を核兵器、ミサイル、生物・化学兵器の開発・製造に従事する最終需要者又はその仲介者には販売しないものとする。また輸出する場合には必ず売主の事前承認を得るものとする。

第16条 売主は、売主の買主に対する債務があるときは、当該債務と売主の買主に対する債権とを、それらの弁済期のいかにかわらず、対当額にて相殺することができる。弁済充当の順序・方法は売主が定める。

第17条 買主は、本機械の使用により生じた事故や生産物の破損やその他損害、また本機械の故障により生じた生産遅延等その他の損害に付いて売主へ賠償を求めない。

第18条 買主は、売主に対し、次の各号の事項を確約する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- 2：買主は、売主に対し、自ら又は第三者として本機械を反社会的勢力の活動に供しないことを確約する。

- 3：売主は買主が前項各号のいずれかにても該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。また当契約解除の有無にかかわらず、売主は買主に対して損害賠償を請求することができる

第19条 本契約に定めのない事項についてはその都度、当事者間において協議するものとする。

第20条 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、売主の本店所在地を管轄する裁判所とする。